きのくに教育ローン

令和７年４月１日現在

商 品 名	きのくにスタディサポート

保証会社	三井住友カード株式会社
融資対象者	（１）小学校・中学校・高等学校・各種専門学校・予備校・大学（短大・大学院含む）に入学予定または在学中の子供がある方、および在学中の方。 （２）申込時年齢が満２０歳以上完済時満７１歳未満の方。 （３）安定した収入があり、前年度の税込年収が２００万円以上の方。 （４）原則同一勤務先に１年以上勤務または同一事業を２年以上営む者。 （５）三井住友カード株式会社の保証が受けられる方 （６）居住地または勤務地が当金庫の営業区域内にある方。
資金使途	（１）入学金、授業料、受験費用、学用品の購入費用、下宿の敷金・礼金・家賃、引越し費用、留学費用、仕送り費用(生活資金)。 （２）他金融機関の教育ローンの借換資金。但し、三井住友カード株式会社保証分の債務は除く。
融資金額	１０万円以上２００万円以下（１万円単位）とする。
融資期間	（１）据置期間無し・・・６ヶ月以上１５年以内とする。（1ヶ月単位） （２）据置期間有り・・・６ヶ月以上１５年以内とする。（1ヶ月単位） 但し、元金返済据置期間は、各種専門学校・大学（短大・大学院含む）の就学予定期間迄とし、最長６年６ヶ月以内かつ就学予定期間迄とする。 （３）留年、留学などで就学期間が延びる場合も、元金返済据置期間の延長は行なわないものとする。
融資形式	証書貸付
返済方法	毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、借入金額の５０％以内とし、ボーナス返済は６ヶ月隔の年２回
返済日	７日、１７日、２７日
融資利率	変動金利　利率は当金庫所定の利率（保証料含む） 【お借入期間中の金利変動について】 毎年１０月１日に当金庫所定の長期プライムレートを基準として年１回見直しを行います。見直し後の新利率は１２月の約定返済日の翌日から適用し、翌年１月の約定返済日から新利率による返済となります。その場合長期プライムレートの変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。なお、ボーナス返済を併用する場合は、前回基準日以降最初に到来する１２月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、

<table>
<tr><td></td><td>適用開始日以降最初に到来する増額返済日から新利率により算出した新返済金額で返済を行うものとします</td></tr>
<tr><td>金利引下げ</td><td>下記金利引下げ対象項目①～⑥より最大年０．３０％引下げします。

<table>
<tr><th colspan="2">金利引下げ対象項目</th><th>引下げ幅</th></tr>
<tr><td>①</td><td>給与振込・年金振込（新規契約を含む・本人に限ります）</td><td>▲年 0.10％</td></tr>
<tr><td>②</td><td>当金庫住宅ローン取引先
（同居家族については、お客様の申し出による）</td><td>▲年 0.10％</td></tr>
<tr><td>③</td><td>カードローン保有（本人に限ります）
（キャンパスⅡは除外）</td><td>▲年 0.10％</td></tr>
<tr><td>④</td><td>しんきんバンキングアプリ</td><td>▲年 0.10％</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>扶養されているお子様が２人以上（出産予定を含みます）</td><td>▲年 0.10％</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>対象の学生が保育園・幼稚園・小学校・中学校
・高等学校を除く教育機関に在学・入学予定の方</td><td>▲年 0.10％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>遅延損害金</td><td>年１４．００％</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>不要。但し、保証会社が特に必要と判断した場合の場合は連帯保証人必要</td></tr>
<tr><td>お申込時にご用意いただくもの</td><td>ご印鑑（普通預金お取引印）
ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか１つ）
運転免許証、健康保険証、パスポート（令和２年２月４日以降申請分は不可）、住民基本台帳カード（写真付）
＊外国人の場合、上記書類のほかに在留者カード・特別永住者証明書・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）のいずれかが必要です
借入金額が１００万円超の場合のみご本人さまの年収を確認できる以下の資料（以下のいずれか１つ）
住民税決定通知書、源泉徴収票、確定申告書控又は納税証明書（その２）、電子納税証明書（利用者識別番号取得条件）
資金使途証明書類
（１）合格通知書・在学証明書・学生証（写）・授業料等の納付書・入学手続案内等のいずれかとする。
（２）借換資金については、既ローンの償還表もしくは残高証明書。
・残高一括返済の計算書（事務取扱手数料・違約金等を含む繰上げ返済を行った場合の総返済額の費用を借入先から徴求）</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置

紛争解決措置</td><td>・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9 時～17 時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。
・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。</td></tr>
</table>

	また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
＊本商品はきのくに信用金庫の教育ローンです。三井住友カード株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。	

＊審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
＊詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。
＊きのくに信用金庫の窓口やホームページで返済額の試算ができます。